様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

境港市長　様

境港市地方創生移住支援金交付申請書

境港市地方創生移住支援金交付要綱第５条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり移住支援金の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 |  |  | 西暦　　　年　　月　　日 |
| 住所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  | | |

２　移住支援金の内容（該当する欄に〇を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない） | | | | 人 |
| 移住支援金の種類 |  | 就業 |  | 起業 |  | テレ  ワーク |  | 関係  人口 |

３　各種確認事項（該当する欄に〇を付けてください。）※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |
| 別紙２「境港市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | Ａ．同意する |  | Ｂ．同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、境港市に居住する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| （就業・起業の場合のみ記載）  申請日から５年以上継続して、就業・起業する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| （就業の場合のみ記載）  就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ．３親等以内の親族に該当しない |  | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載）  境港市への移住の意思について |  | Ａ．自己の意思である |  | Ｂ．所属からの命令である |

* 各種確認事項のＢ．に〇を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

４　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

５（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴 ※５年以上の在勤履歴を記載

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入して下さい。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

６　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週・月・年　　回程度／ 行くことはない ／その他（　　　　　　　） |

申請に必要な書類

（１）全員が提出必須の書類

□　写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）

□　申請書（様式第１号、様式第１号別紙１、様式第１号別紙２）

（転入先での継続した居住・勤務意思などを確認できる書類）

□　移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）

□　移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

（２）東京23区以外の東京圏から東京23区へ勤務していた者のみ提出が必要な書類

□　東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等

（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

（３）東京23区以外の東京圏から東京23区に勤務していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類

□　開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）

□　個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

（４）東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類

□　卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）

□　東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での勤務地、在職期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

（５）世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類

□　移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移転元での在住地を確認できる書類）

（６ａ）移住支援金（就業の場合）申請者のみ提出が必要な書類

□　就業先企業等の就業証明書（様式第２－１号）

（６ｂ）移住支援金（テレワークの場合）申請者のみ提出が必要な書類

□　所属先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）（様式２－２号）

（６ｃ）移住支援金（関係人口の場合）申請者のみ提出が必要な書類

□　ふるさと来ＬＯＶＥとっとりメンバーズカードの写し

　□　就業先企業等の就業証明書（様式第２－３号）

　□　空き家物件の賃貸借契約書の写し、若しくは売買契約書の写し、又は、境港市の定期借地権制度、

若しくは土地貸付及び譲渡の特例制度の土地貸付決定通知書の写し

（６ｄ）移住支援金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類

□　起業支援金の交付決定通知書

（様式第１号別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　鳥取県が定める「とっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領」（令和元年８月５日付第201900113130号鳥取県交流人口拡大本部長及び鳥取県商工労働部長通知。以下「県実施要領」という。）に基づき行う境港市地方創生移住支援金の交付に関する報告及び立入調査について、境港市長から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、境港市地方創生移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に境港市以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

（４）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に境港市以外の市区町村に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

（５）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（様式第１号別紙２）

境港市地方創生移住支援金事業に係る個人情報の取扱い

　鳥取県及び境港市は、鳥取県が定める「とっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領」（令和元年８月５日付第201900113130号鳥取県交流人口拡大本部長、鳥取県商工労働部長通知。以下「県実施要領」という。）に基づき実施する境港市地方創生移住支援金事業の実施に際して得た個人情報について、鳥取県及び境港市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、鳥取県及び境港市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援金支給事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。